

第2節 計画における政策目標

第1項 住民の健康の保持の推進に関する目標

特定健康診査の実施率

1 特定健康診査の実施

生活習慣病の発症や重症化を予防するためには、日ごろから自分の健康状態を把握し、生活習慣病の兆候にできるだけ早く気付いて、早期に食生活や運動などの生活習慣を改善していく必要があります。定期的な健康診断や人間ドックの受診はその第一歩であり、社会全体としてこれらを必ず受診する気運を高めていくことが重要です。

平成19年度までは、老人保健法に基づいて市町村が40歳以上の住民に対して基本健康診査を実施していましたが、平成20年度からは40～74歳に対しては被扶養者を含めて、各医療保険者が生活習慣病の予防に着目した特定健康診査を実施することとなります。

2 数値目標

特定健康診査の実施率

平成24年度において、40歳から74歳までの県民の 70%以上 が特定健康診査を受診することを目標とします。

3 目標値の設定の考え方

医療費適正化基本方針(案)に示された「参酌標準」に即して設定します。

【参酌標準】

平成24年度において40歳から74歳までの対象者の70%以上が特定健康診査を受診することとする。但し、各都道府県の住民が加入している主要な保険者が特定健康診査等実施計画で定める平成24年度の目標を積み上げた数字が70%を下回る場合(各保険者が特定健康診査等基本指針の参酌標準に即して目標を設定しているにもかかわらず、地域保険⁴加入者の比率が高い等止むを得ない事情がある場合に限る。)には、その積み上げた数字を目標として差し支えない。

4 地域保険

農業者、自営業者等を対象とした市町村国民健康保険等を指します。特定健康診査等基本指針の参酌標準では、市町村国保に対して「65%」という目標値が設定されています。